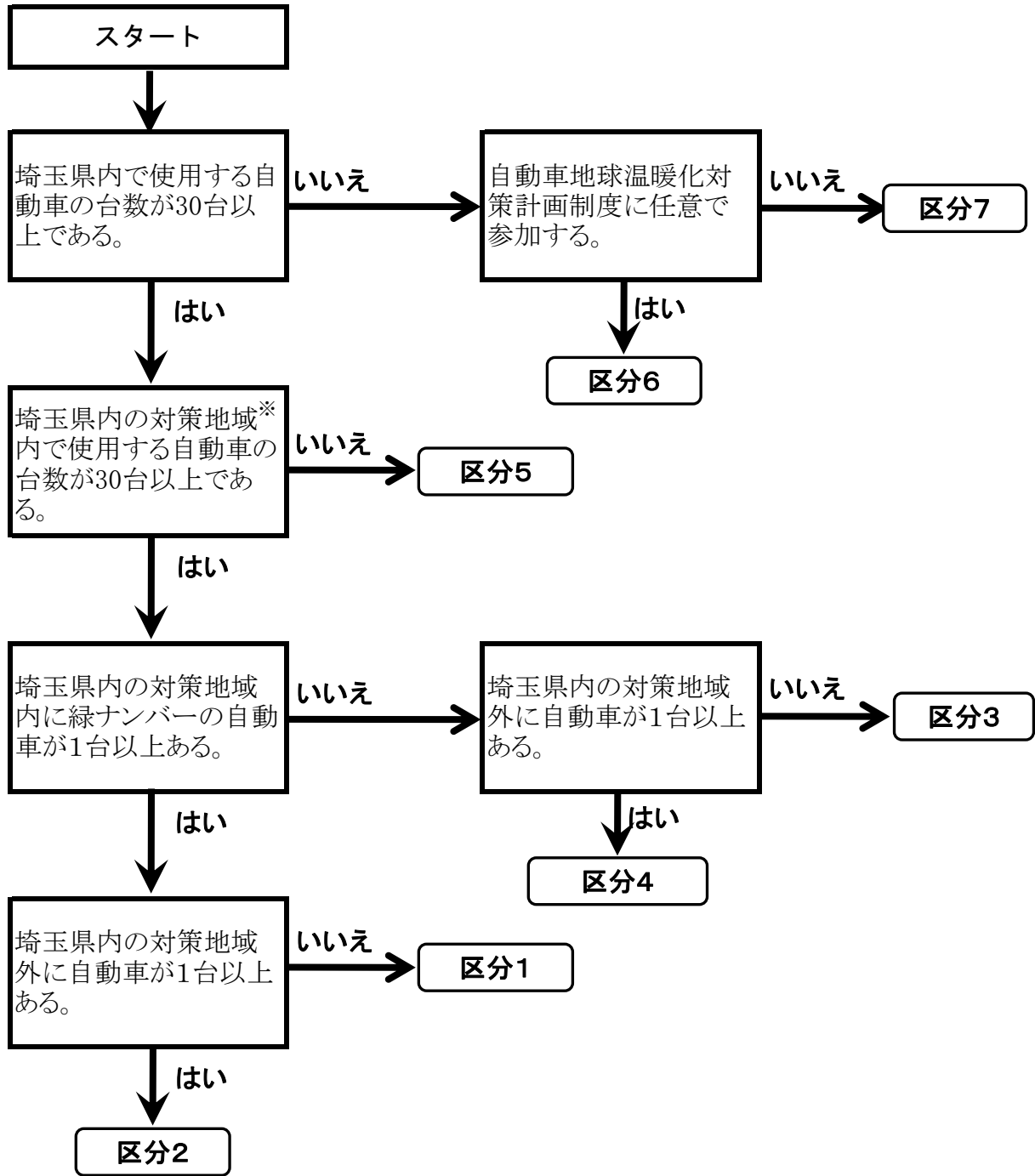


## 提出書類の確認

フローチャートで提出区分を確認し、次ページの提出書類一覧表の該当する区分の欄を御覧ください。



※ 対策地域とは、自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域をいう。  
対策地域については、『埼玉県条例及び自動車NO<sub>x</sub>・PM法適用地域図』  
で御確認ください。

## 提出書類一覧表

初めて報告書を作成する場合は「計画書」欄を、計画期間が満了になった場合は「計画書」及び「実績報告書」欄を、計画期間中の場合は「実績報告書」欄を御覧ください。

区分	提出する書類		共通	提出の 締切
	計画書	実績報告書		
区分1	※1	※1	※2	—
	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・実績別紙	エコドライブ推進者選任／解任届 (様式第11号)	7/31
区分2	※1	※1		—
	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式6号の2) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式6号の4) ・実績別紙		6/30 ※4
区分3	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式A-1) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式A-3) ・実績別紙		6/30 ※4
	・自動車使用管理計画(様式A-1) ・計画別紙(対策地域内)	・自動車使用管理実績報告(様式A-3) ・実績別紙(対策地域内)		6/30 ※4
※3	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式6号の2) ・計画別紙(県内)	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式6号の4) ・実績別紙(県内)		6/30 ※4
区分5	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・自動車使用管理計画(様式6号の2) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・自動車使用管理実績報告(様式6号の4) ・実績別紙		6/30 ※4
	・自動車地球温暖化対策計画(様式8号) ・計画別紙	・自動車地球温暖化対策実績報告(様式10号) ・実績別紙	7/31	
区分7	提出物なし		—	

※1 区分1、区分2の事業者は、自動車NOx・PM法に基づく自動車使用管理計画等を国に提出してください。様式や記入方法は国土交通省関東運輸局自動車交通部(045-211-7248)にお問い合わせください。

※2 エコドライブ推進者選任・解任届は、初めて計画を提出する時に提出してください。また、変更があった場合は30日以内に再提出してください。

※3 区分4の事業者は、対策地域内用と県内用の2種類を作成してください。

※4 令和6年度は、6月30日が休日のため、条例の規定に基づき7月1日が締切となります。

# 埼玉県条例及び自動車NOx・PM法適用地域図



○埼玉県地球温暖化対策推進条例、埼玉県生活環境保全条例の適用地域は県内全域です。

○この行政区域図は平成14年10月時点のものです。その後、市町村合併があった場合でも対策地域に変更はありません。